

公有地の拡大の推進に関する法律とは

県や市町村等が公共事業を円滑に進めていくためには、事業に必要な用地を前もって取得し、安定的に確保しておく必要があります。

このため、「公有地の拡大の推進に関する法律」（以下公拡法と表記）に基づく土地の先買い制度があります。